

令和5年度第3回農業委員会総会議事録

開会月日	令和5年6月26日(月)	開議の時刻	午前11時00分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時44分			
議 長	東松山市農業委員会 長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 6 番 鹿田 明 委員 7 番 藤野 香織 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、1 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自分の野菜を作るため、渡人はやる人がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、川越市在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自家消費および農業経営を始めるため、渡人は譲受人からの要望により、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 戸井田委員より、受人は新規の取得のようだが、農業が未経験で農業経営を始めることができるのかとの質問がなされた。 鹿田委員より、所有農地や借受農地はないが、自宅すぐ近くにある親戚の農地の耕作を手伝っているため経験はある旨の説明がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し</p>

議案第 2 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

た。

3 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、大字正代在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、比企郡ときがわ町に所在する申請人（受人）としての法人より、大字東平在住の申請人（渡人）外 5 名が、大字東平地内に所有する農地（田 9 筆）を、車両置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、車両置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、富士見市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、道路の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>3 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、鶴ヶ島市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>4 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、4 番の申請について、若松町 1 丁目在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>千葉委員より、賃借料が非常に高い農地がある。内容としてはビニールハウスの使用料も含まれて賃借料が高く設定されていると思われるが、説明がないとそのような特殊事情があることがわからず、数字が独り歩きして、通常の農地の賃借料の高騰を招くおそれがある。そのため、賃借料について、誤解を招かないように表記方法を検討してもらいたい旨の意見がなされた。</p> <p>農政課より、検討したい旨回答がなされる。</p> <p>内容審議の結果、19 筆の利用権設定を承認した。</p>
---	---

<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件</p>	<p>議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、大字毛塚在住の申請人が、大字宮鼻・毛塚地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地 (田 9 筆・畑 3 筆) に係る農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることを承認するとした。</p>
<p>議案第 6 号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件</p>	<p>議案第 6 号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、大字毛塚在住の申請人が、大字宮鼻・毛塚地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地 (田 9 筆・畑 3 筆) のうち特定貸付を行っている田 1 筆について引き続き特定貸付を行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>1 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、現地調査の結果、引き続き特定貸付を継続している旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き特定貸付を行っていることを承認するとした。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する</p>

その他

農地法第5条転用届出報告の件
事務局から説明が行われ、4件を確認する。

農地法施行規則第29条第1号届出報告の件
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

農地所有適格法人の報告について
事務局から説明が行われ、1件を確認する。

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和5年7月25日(火)
午前10時20分～

会 場 市総合会館3階 303会議室

午前11時44分議長は今回上程した議案について審議を終
了した旨を告げ、令和5年度第3回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月25日

議長 野村 孝行

委員 鹿田 明

委員 藤野 香織